

## 第 7 3 0 回教育委員会会議録

平成 2 5 年 3 月 2 2 日、御殿場市教育委員会 3 月定例会を御殿場市役所第 5 会議室に招集する。

### 1. 出席した委員

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番委員 嶋田征子  | 2 番委員 岩瀬こずえ |
| 3 番委員 小見山司朗 | 4 番委員 稲葉宏道  |
| 5 番委員 勝又將雄  |             |

### 2. 番外に出席した者

- |            |          |
|------------|----------|
| 教育部長       | 教育総務課長   |
| 教育総務課技監    | 学校教育課長   |
| 学校教育課課長補佐  | 学校給食課長   |
| 社会教育課長     |          |
| 教育委員会事務局職員 | 教育総務課副参事 |
|            | 教育総務課主事  |

教育委員長	ご苦労さまでございます。本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。
開 会 午後 1 時 3 0 分	
教育委員長	本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 3 番小見山教育委員と 5 番勝又教育委員にお願いいたします。 次に会期であります。本日 1 日間といたします。
教育委員長	それでは、議事に入ります。それでは最初に御教議第 6 号「御殿場市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

<p>学校教育課長</p>	<p>(議案朗読：学校教育課長)</p> <p>この度の改正につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に併せて所要の改正を行うものであります。</p> <p>今回の法律改正の趣旨としましては、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編成できるよう、県が定める学校規模の基準について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準としての基準」に改められたことに加え、事前に県と協議し同意が必要だった仕組みを事後届出制に仕組みが改められました。管理規則についても法律の改正に合わせて同意の文言を廃し、従うべき「基準」を「基準を標準」に修正を図った次第です。</p> <p>新旧対照表により説明を申し上げますので、御教議第6号資料1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>第17条第1項につきましては、下線部分の「の同意を得た学級数を基準として」を「が定めた基準を標準として」に改めました。</p> <p>また、同意制から届出制に変わったため、第2項「校長は、前項の規定により学級を編成したときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級の編制を変更したときも同様とする」の一文を追加しました。</p> <p>なお、附則といたしまして、この管理規則は公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上で内容説明を終わりといたします。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>ただ今、御教議第6号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育委員長</p>	<p>ご異議がないようですので、御教議第6号「御殿場市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案とお承認することに決しました。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>次に御教議第7号「県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(議案朗読：学校教育課長)</p> <p>この度の改正につきましては、運転免許証の有効期限や自賠責・任意保険の満期日などの軽微な変更については、所属長の承認が必要な「申請」ではなく、「届出」にし、事務の効率化を進めるため、文言の修正を図った次第です。</p>

	<p>内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、御教議第7号資料の5ページ6ページをご覧ください。</p> <p>軽微な変更については届出制にするため、第4条中の登録申請簿を登録申請簿兼届出簿に改め、第3項で第1号から第4号に該当する事項の更新については、届け出で済むよう文言を加えた次第です。</p> <p>また、資料7ページから10ページの様式1号については、届出制にしたのに合わせ、所要の修正を図りました。</p> <p>様式1号その2については、様式第1号その1が足りなくなった時のために作成した様式ですが、同内容の様式については、「異なる様式を使用するのではなく、ひとつの様式を複写すれば足りる」との法規担当部署の判断から削除した次第です。</p> <p>なお、附則といたしまして、この要綱は平成25年4月1日から適用するものでございます。</p> <p>また、御教議第7号資料18ページから20ページをご覧ください。</p> <p>今回審議していただく要綱改正に合わせ、要綱の細かい部分を規定している、県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要領についても改正する次第です。</p> <p>併せてご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教育委員長	ただ今、御教議第7号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	自家用車の公務とはどのような時に使用することですか。
学校教育課長	出張に使用します。御殿場市役所では公用車を使用しますが、学校にはありませんので、個人の車を出張に使用します。
教育委員長	例えば、ある学校で研修があるという時に自分の車で行くということですよ。
学校教育課長	まさしくそのとおりです。学校から出張し、学校に戻ってきます。
教育委員	その出張の時に高速道路料金やガソリン代等出張の報告はどのようなになりますか。
学校教育課長	ガソリン代込みでキロいくらという計算を事務職員が行います。それに合わせた形で出張旅費が出ます。市内だとほんのちょっとです。高速道路は原則として出ません。距離数が決まっております。一日何キロ以内ということが決まっております。それ以上の場合は公的な機関を使用することになっております。
教育委員	出張等で勤務時間を超えた場合の取扱いはどうなりますか。
学校教育課長	教員の場合4%の教職調整額が出ておりますので、勤務時間を

	<p>超えた分はそれでカバーすることになります。</p>
教育委員長	<p>今の時代、高速を利用することは多いので、そのことについては検討するべきだと思います。時間の短縮にもなりますし。</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第7号「県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、原案とおりに承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に御教議第8号「御殿場市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>(議案朗読：学校教育課長)</p> <p>この度の改正は、静岡県の臨時的任用教職員や派遣職員等に関する要綱が一部改正され、無給休暇が新設されたことに加え、育児休業や部分休業の取得が可能になったことなど、新しく臨時的任用教職員や派遣職員の休暇に関する規定について処務規程に定める必要性が生じたため、第45条を追加するなど、所要の改正を図りました。</p> <p>内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいながら説明申し上げますので、御教議第8号資料25ページ、26ページをご覧ください。</p> <p>第45条第1項をご覧ください。</p> <p>第45条第1項では、学校で勤務する市の臨時職員の休暇について、処務規程による様式ではなく、実際は市人事課で作成した様式を使用しているため、その様式に準じ教育委員会が別に定めることとしました。</p> <p>つづいて第2項をご覧ください。</p> <p>第2項については、臨時的任用教職員や派遣職員に関する規定をあらたに処務規程に追加し、その取り扱いについては、県の要綱に準じることとし、臨時的任用教職員や派遣職員の休暇等の様式については、市教育委員会が別に定めることとしたものです。</p> <p>次に資料27ページから28ページをご覧ください。</p> <p>様式第29号その2、特別休暇承認簿は、学校長が看護休暇や夏季休暇などの特別な休暇を取得する際に必要となる様式となります。この様式の主な改正の内容としましては、縦型から横型に変えることで申請枠を増やし、時間、分単位で繰越できるよう修正を図りました。</p> <p>なお、附則といたしまして、この処務規程は、平成25年4月1日から適用するものでございます。</p> <p>以上で内容説明を終わりといたします。</p> <p>御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第8号について内容説明がなされましたが、本</p>

	案について質疑を求めます。
	(質疑なし)
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第8号「御殿場市立学校処務規定の一部を改正する規程の制定について」は、原案とおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは、議事に入ります。それでは最初に御教議第1号「平成24年度就学援助について」を議題といたします。 本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
(関係者以外退席) (秘密会)	
学校教育課長	(議案朗読：学校教育課長) 今回、認定を付議しますのは、平成25年度就学援助の申し出がありました新規及び継続の者で、279人となります。 これは、前年同期と比較しますと、2人の減となります。 今回の付議に先立ち、2月に各中学校区単位で民生委員児童委員全員にお集りいただき、各学校長が申し出の受付を行いました個人々人について、慎重にご検討いただきました。 なお、認定理由は、生活保護世帯で要保護の者6人、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者が203人、保護者の職業が不安定な世帯の者33人、保護者の生活状態が悪い世帯の者33人となっております。 また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、災害救助法の適用を受けている者のうち、住宅が全半壊等の被災をした世帯の者2人、計画的避難区域の世帯の者2人となっております。 提案するにあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領その他関係法令に基づいておりますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、担当より説明いたします。
学校教育課課長補佐	最初に、配布資料を確認させていただきたく存じます。 今回、ご用意させていただきました資料は、2種類でございます。 ひとつは、資料3平成25年度認定資料で、1ページから3ページが新規申請者一覧表、5ページから64ページが申出書と所得関係等資料、65ページが要保護者の一覧表、66ページから87ページが継続申請者一覧表、88ページ以降が生活保護費計算書等となっております。

	<p>今回は、資料3を中心に説明をさせていただきます。</p> <p>もう一つは、資料4ですが、2月に行いました検討会議にあたり、学校が調査のうえ作成したものでございます。</p> <p>こちらは、必要に応じて使用させていただく予定であります。資料の過不足等はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「よろしい」との声あり。</p> <p>それでは、資料3平成25年度認定資料をご用意いたします。</p> <p>今回の内容説明は、新規申請者につきましては一通り説明させていただきますが、継続申請者につきましては、保護者収入月額に対する生保基準割合が、1.8倍を超えている者についてのみとさせていただきます、1.8倍以下の者につきましては、中学校区ごとの検討会議において、民生委員児童委員の皆様にご検討いただいておりますので、省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「よろしい」との声あり。</p> <p>申請者一覧表の項目は、左から、No、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。</p> <p>それでは、1ページの新No.1から、順次、ご説明申し上げます。</p>
教育委員長	ただ今、御教議第9号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
	(質 疑)
教育委員	就学援助の基準は、保護者の収入ですか所得ですか。
学校教育課長補佐	収入です。
教育委員	そうしますと、営業所得の方は仕入れとか必要経費等を加味しないのですか。
学校教育課長補佐	以前から収入で判定しております
教育委員	収入ベースでやっているといえることは、所得が赤字であっても加味しないということですか。
学校教育課長補佐	そのとおりです。
教育委員長	私も以前からおかしいと感じていました。矛盾を感じます。
学校教育課長補佐	生活保護は所得ベースで、就学援助は収入ベースで異なるものですから、社会福祉課と協議させていただきながら支障がない制度になるよう検討していきたいと思っております。
教育委員長	ほかに質疑もないようですので、本案について原案を一部修正して承認することにご異議ございませんか。
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第9号「平成25年度就学

	援助について」は、一部を修正し、承認することに決しました。
教育委員長	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。 他に何かございますか。
	(秘密会を解く)
教育委員長	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。 他に何かございますか。
教育委員長	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 3月定例会を閉会といたします。
	午後2時34分閉会